

# 〔判例百選シリーズ一覽〕別冊ジュリスト

分野	書名	版	ISBNコード	本体価格	発行年月
公法	憲法判例百選Ⅰ	第6版	11517-0	2,095円	2013/11
	憲法判例百選Ⅱ	第6版	11518-7	2,095円	2013/12
	行政判例百選Ⅰ	第6版	11511-8	2,286円	2012/10
	行政判例百選Ⅱ	第6版	11512-5	2,286円	2012/11
	地方自治判例百選	第4版	11515-6	2,476円	2013/05
	租税判例百選	第5版	11507-1	2,571円	2011/12
	環境法判例百選	第2版	11506-4	2,600円	2011/09
	メディア判例百選		11479-X	2,600円	2005/12
民事法	民法判例百選Ⅰ 総則・物権	第7版	11523-1	2,100円	2015/01
	民法判例百選Ⅱ 債権	第7版	11524-8	2,200円	2015/01
	民法判例百選Ⅲ 親族・相続		11525-5	2,100円	2015/02
	不動産取引判例百選	第3版	11492-0	2,600円	2008/07
	交通事故判例百選	第4版	11452-8	2,400円	1999/09
	消費者法判例百選		11500-2	2,714円	2010/06
	医事法判例百選	第2版	11519-4	2,400円	2014/03
	供託先例判例百選	第2版	11458-7	2,800円	2001/07
	商法(総則・商行為)判例百選	第5版	11494-4	2,400円	2008/12
	会社法判例百選	第2版	11505-7	2,171円	2011/09
	金融商品取引法判例百選		11514-9	2,286円	2013/02
	保険法判例百選		11502-6	2,400円	2010/12
	手形小切手判例百選	第7版	11522-4	2,200円	2014/11
	民事訴訟法判例百選	第5版	11527-9	2,800円	2015/11
	倒産判例百選	第5版	11516-3	2,400円	2013/07
民事執行・保全判例百選	第2版	11508-8	2,200円	2012/03	
刑事法	刑法判例百選Ⅰ 総論	第7版	11520-0	2,200円	2014/08
	刑法判例百選Ⅱ 各論	第7版	11521-7	2,400円	2014/08
	刑事訴訟法判例百選	第9版	11503-3	2,400円	2011/03
社会・経済法	労働判例百選	第8版	11497-5	2,476円	2009/10
	社会保障判例百選	第4版	11491-3	2,600円	2008/05
	経済法判例・審決百選		11499-9	2,800円	2010/04
知的財産法	特許判例百選	第4版	11509-5	2,400円	2012/04
	商標・意匠・不正競争判例百選		11488-3	2,600円	2007/11
国際法・国際私法	国際法判例百選	第2版	11504-0	2,476円	2011/09
	国際私法判例百選	第2版	11510-1	2,600円	2012/06
	アメリカ法判例百選		11513-2	2,600円	2012/12

\*表示価格は税別です。

## ◆全国の有斐閣特約書店でおもとめ下さい。

☆弊社ホームページ「常備店」からお近くの書店をお探しいただけます。

◆ホームページよりお申し込みいただけます。 <http://www.yuhikaku.co.jp>

◆直接お申込みの方はこちらで。ブックサービス株式会社(フリーコール) TEL0120-29-9625  
☆宅配便で、代金引換え【定価(税込)+手数料(1回につき230円)】となります。FAX0120-299-635

〒101-0051 東京都千代田区神田  
神保町2丁目17番地



**有斐閣**

営業 03-3265-6811  
雑誌 03-3264-1311

経済法判例研究会

Number 239

## カルテル合意後の実行 行為を基礎として、国 際的執行を認めた事例

——ブラウン管事件(CRT事件)審決

明治大学教授 越知保見  
Ochi Yasumi

公正取引委員会  
平成27年5月22日審判審決  
平成22年(判)第2号ないし第5号・第6号・第7号/公取委HP

### 事実

①MT映像ディスプレイ、その子会社である②MT映像ディスプレイ・インドネシア、③MT映像ディスプレイ・マレーシア、④MT映像ディスプレイ・タイ、⑤サムスン・エスディーアイ、その子会社である⑥サムスン・エスディーアイ(マレーシア)、⑦中華映管、その子会社である⑧中華映管マレーシア、⑨LGフィリップス・ディスプレイズ、その関連会社である⑩LPディスプレイズ・インドネシア、⑪タイCRT(以下、①から⑩を「11社」または「ブラウン管供給者」という)は、営業担当者による会合を継続的に開催し、我が国に所在するブラウン管テレビ製造販売会社オリオン電機、三洋電機、シャープ、日本ビクター、船井電機(以下「親会社等」という)が

東南アジア地域に所在するその製造子会社、関連会社または製造委託先会社(以下「子会社等」という)に購入させるテレビ用ブラウン管(審決はこれを「本件ブラウン管」という)の最低目標価格等を認定する等について日本の国外において合意した。本件ブラウン管の購入者は、日本の子会社あるいは日本の会社からの受託者であり、購入した部品を使ってブラウン管テレビを製造し、親会社等に販売することが予定され、実際に、日本の親会社等は、ブラウン管テレビを購入している。また、カルテルの合意に基づきブラウン管供給者が、部品の納入についての交渉を行った相手方は、東南アジアに所在する法形式上の購入者ではなく、親会社等であり、交渉・決定・(子会社に対する購入の)指示が、日本に所在する親会社等との間において行われていた。なお、親会社等は購入したブラウン管テレビを国内外で販売していると認定されているが、国内の販売がどの程度のものかは審決からは明らかでない。大半は東南アジアの子会社等から海外消費地の販売会社に直送されていたようである。

### 審決要旨

事業者が日本国外において独占禁止法第2条第6項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段が適用されると解するのが相当である。

本件合意は、子会社等向け販売価格について、各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨の合意であり、11社のした共同行為が対象としている取引は、本件ブラウン管の販売に関する取引であり、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、本件ブラウン管の販売分野が一定の取引分野である。

以下の事実から、親会社等は本件ブラウン管の需要者に該当するものであり、本件の一定の取引分野における競争は、主として日本に所在する需要者をめぐって行われるものであったことが認められる。

・親会社等は、子会社等が製造したブラウン管テレビを自社または販売子会社を通じて販売していたほか、子会社等が製造するブラウン管テレビの生産、販売及び在庫等の管理等を行うとともにブラウン管について調達業務等を行い、自社グループが行うブラウン管テ

レビに係る事業を統括するなどしていた。

・親会社等は必要に応じて子会社等の意向を踏まえながらも、11社との間で交渉し、本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定した上で、子会社等に対して上記決定に沿った購入を指示して、本件ブラウン管を購入させていた。

・親会社等と子会社等は一体不可分となって本件ブラウン管を購入していた。

・11社は、そのグループごとに、親会社等との関係において、自社グループが購入先として選定されること及び購入価格、購入数量等の重要な取引条件を競い合う関係にあった。

平成15年から平成19年までの5年間における子会社等の本件ブラウン管の総購入額のうち、被審人らからの購入額の合計の割合は、約83.5パーセントとその大部分を占めていたこと、11社は（親会社等）との間で、本件ブラウン管の価格交渉をしていたこと等に照らせば、本件合意により、本件ブラウン管の価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたといえるから、11社は、本件合意により、本件における一定の取引分野である本件ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限したと認めることができる。

本件ブラウン管は「当該商品」に当たるから、独占禁止法施行令第5条に基づき算定された本件ブラウン管の売上額が課徴金の計算の基礎となる。外国における取引であるからといって、課徴金の計算の基礎となり得ないと解することはできない。競争制限効果が及んだ商品が日本国内において引き渡された場合の売上額に限るといった要件が課されているものと解することもできない。

評釈

審決に賛成する。

I. 管轄理論と審決の論理の関連性

本件では、カルテル合意は東南アジアで行われており、カルテルの合意によって供給された部品（ブラウン管）は、東南アジアの子会社に納入されているのであるから、一見すると外国での取引のように見える。

しかし、親会社がカルテル合意後の交渉・決定により子会社等に部品を購入させたこと、親会社等による

完成品の購入など、日本市場に密接関連性を有する事情があるので、属地主義または効果主義に基づき管轄権を肯定できるかをまず検討するのがオーソドックスなアプローチである。

ところが審決は、管轄の問題には説示せず、「事業者が日本国外において独占禁止法第2条第6項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段が適用される」とし、管轄の問題に何ら言及することなく、2条6項の解釈論のみに依拠して、独禁法の適用があるとしている。ただし、国際的事件に我が国独禁法3条後段が適用されるためには「競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるもの」であることという国内事件になり要件を追加している点、この点は、国際的事件に関する独禁法の適用範囲の問題として、実質的に管轄を論じているとも考えられる。

審決のとる需要者の所在地を基準とする考え方を形式的にあてはめれば、契約の一方当事者が日本国内に存在する必要があることになるが、そのような場合には、国内に独禁法違反行為またはカルテル実行としての事業活動（7条の2参照。以下「実行行為」という）が存在するので、実行行為を局地主義の範囲に含める立場（客観的属地主義）の観点から管轄権が認められる。審決は、日本に所在する親会社等において交渉・決定・指示が行われた場合、親会社等が実質的な需要者であるとするが、この論理は、まさにカルテルの実行行為が国内に存在するために、客観的属地主義の観点から管轄を肯定できると述べるに等しいものといえる。その意味では、審決は、「行為がどこにあるとも」との表現をとっているが、これは「カルテル合意がどこにあるとも」の意味であり、実行行為が日本にあることを重視する点で、実質的には、客観的属地主義の観点に立つものといえる。

カルテル合意後の交渉という実行行為は、不当取引制限の法律要件（構成要件）ではないので、実行行為の存在により、管轄権が認められることはないという考え方（属地主義を厳格に考える立場）をとることを明確にする国は私の知る限り存在しないが、泉水文雄「本件評釈」NBL1062号67頁は、この厳格説の立場をとるようである。客観的属地主義が主流であ

り、implementation doctrineをとるEUのみならず、効果主義の母国である米国でも、実行行為が米国にある場合は、(FTAIAが適用される)外国取引ではなく、国内取引であり、FTAIAの例外要件に該当しなくとも当然に、反トラスト法が適用されると考えられている（植村幸也「域外適用」公正取引757号62頁参照）。反トラスト法以外のドットフランク法・FCPAでも客観的属地主義に基づく執行が行われている（越知保見「モトローラ事件・AUO刑事事件高裁決定から読み解く国際的執行に関する行為・効果基準とブラウン管カルテル事件」公正取引774号33頁参照）。

公取委の過去の実務においても、日本の執行は伝統的には実行行為が日本に存在する場合に限られていた（三重運賃事件、ノーディオン事件、化繊カルテル事件など）いずれも実行行為の一部が日本に存在する。上杉秋則「独禁法の国際的適用を巡る議論の現状と問題点」国際商事法務42巻7号1007頁参照）。

これに対して、どんな些細な実行行為でもあれば、管轄を認めるというのは広すぎるので、いかなる実行行為があればよいか問題になる。これについては、以下の例で考えるとわかりやすい。パリのホテルが価格カルテルを行っている場合に、これを日本からインターネットで予約した場合など、何ら日本の需要者を狙ったカルテルではないような場合にまで、日本に管轄を認めるのは極端に見え、そのような意図せざる場合は、実行行為から除くべきであろう。しかし、パリのホテルのカルテルが、日本人観光客向けに行う日本語・朝食などのサービス・パッケージの内容・価格について合意し、日本の代理店と交渉しているのであれば、日本の需要者（観光客）に影響を与えることを意図しているので、交渉行為を実行行為と考えることができる。米国の最近の判例でも、輸入取引に関し米国市場に影響を与える意図（intended）、米国市場を標的にしたカルテルであること（targeted）を認定することが多い（詳細は越知・前掲41頁）。つまり、管轄の基礎となる実行行為は、域内の需要者に影響を与える意図がある場合には十分であるといえる。本件は、まさに日本の親会社等を標的にしたカルテルであり、親会社等に影響を与えることを意図したカルテルである。審決が、「少なくとも、競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものである」か否かの観点を持ち込んでいるのは、まさに、日本に所在する

需要者に影響を与える意図を基準にしたものであり、各需要者について日本の親会社等がブラウン管供給者との間で、商品の購入及びプライシングについての交渉を行い、購入を決定したうえで、親会社等が子会社等に購入の指示を行っていることを認定しているのは、交渉が日本の需要者に影響を与える意図なし、日本の需要者を標的にしたカルテルであることを認定するものであり、客観的属地主義の観点から実行行為を慎重に認定するものであると解することができる。

II. 管轄を正面から論じない理由

実質的には、客観的属地主義の観点に立っていることがわかるものの、審決が正面から管轄を論じない理由は、「競争の実質的制限が日本国内で発生しているのであれば、結果が日本で発生しているから、構成要件該当行為の一部が日本で行われていることになり、管轄が当然に肯定できる、したがって、国際的管轄という論点を論じるまでもない」と考えているからだと思われる。この論理で管轄の議論を回避するのは、マリンホース事件でも同じであり、公取委の実務として確立しているように思われる。

このアプローチでは、一定の取引分野として画定される地理的市場は日本市場を含むことが必須となる。むしろ、一定の取引分野が日本を含むように構成するために、需要者が日本に所在すること、「実質的な価格交渉・決定・指示がある場合には、需要者は、売上げを立てた子会社（法形式上の購入者）ではなく、親会社である」との規範を打ち立てたようにさえ考えられる。審決の実質的需者論は、地理的市場を日本にまで拡張するための苦心の構成なのである。

本来、客観的属地主義に基づき、実行行為が日本で行われていることから管轄権を肯定した場合、実体法の解釈は、管轄権が問題とならない事例と同じようにアプローチすればよく、一定の取引分野は、本件ブラウン管（日本企業向けブラウン管市場）が商品市場であり、それが取引されている東南アジアを地理的市場と画定し、その市場において、価格が引き上げられているから、競争の実質的制限が発生すると解し、課徴金も東南アジアにおける本件ブラウン管取引市場の売上げをもとに計算するのが素直なアプローチである。

そうしなかったのは、競争制限効果の発生する市場に日本が含まれないことに公取委（及び一部の専門家）は強い違和感をおぼえているからと思われる、その

結果、国際的執行の問題を実体法の解釈論に委ねるといって日本独自の国際的執行に対するアプローチが形成されているように見える。つまり、審判が、属地主義でもなく効果主義でもない事件処理を行ったのは、実体要件としての競争の実質的制限は、日本を含む市場において生じなければならないと考えたためではないかと考えられる。

公取委は、最近まで国内市場を超えて、一定の取引分野を画定したことはなく、最近になって、国境を越えた市場画定を行うようになったものの、これまでの先例の中で、日本を含まずに市場を画定した例はない。本件では、実行行為の所在地は日本を含んでいるが、カルテル行為によって生じた価格引上げの被害者は、東南アジアの現地法人であり、競争の実質的制限が生じた地理的市場は東南アジア市場であって、日本が含まれないことが独禁法適用の最大の難関だと位置づけた可能性がある。そして、地理的市場に日本が含まれさえすれば、高いものを買わされた効果が日本に及んでいるといえるので、そこまでいえばあえて管轄を議論する必要はない。需要者を実質化することで、地理的市場に日本を含めるようにしたことこの審判の工夫がある。

事例判断としては支持できるものの審判のとる（実質的）需要者所在地説では、国際的執行に関する管轄権・適用範囲を不当に狭める危険性がある。審判は「少なくとも」と述べており、審判が管轄あるいは独禁法の適用範囲の一般原則として需要者所在地説をとったものではないこと、需要者が所在することは十分条件であって、必要条件でないことを今後の実務において、繰り返し確認することが望まれる（土田和博「本件評釈」公正取引778号56頁参照）。

一例をあげれば、輸出カルテルその他需要者が外国にいるカルテルの場合である。このような例として、排除勧告を行った合資カルテル事件がある。これに対して、独禁法の保護法益を消費者利益であるとする立場から、輸出カルテルは、日本の独禁法の射程外でいいのだと強弁する向きもあるようだが、前述のホテルが特定の外国の観光客に関してカルテルを行う場合を考えれば、そのような強弁は、非現実的であることがわかる。前述するパリのホテルの日本人向けサービスについてのカルテルの事例で、日本の旅行者はフランスに所在する需要者でないから、フランスの執行当局はこのような事例を取り上げないであろうか。そ

のようなことはなく、実際にフランスの当局はこの事例でカルテル違反の執行を行っている（Palaces parisiens, judgement of 26 Sep. 2006）。日本のホテルが中国からくる旅行者向けのサービスでカルテルを行った場合も当然取り締まるべきであり、自国需要者に影響のないカルテルは取り締まらなくてよいという考え方は到底とりえないものであることは、外国観光客を需要者とする産業を見れば明らかである。

### Ⅲ. 審判の市場画定

審判は、市場を日本に所在する5社向けに11社がカルテルを行ったとの認定に関し、国際的なブラウン管カルテルの一部を切り取ったものではないかとの疑問もありうる（泉水・前掲64頁）。しかし、本件の場合、需要者の11社に対する発注が発注総額の80%以上を占めていることから、きめ細かい対応などの理由で、特定の供給者群から購入することがあるので、そういう事実等から特定の供給者が特定の需要者群を対象としてカルテルをしているとの見方をとったことは、相当な理由があり、マリンハウス事件のように人為的に市場を切り取った場合は異なる。審判は、社会保険庁シール談合事件を引用し、不当な取引制限における共同行為は、「通常の場合、その共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して、一定の取引分野を画定すれば足りる」としているが、本件は、代替性の観点からも同じ市場画定になりうる事例であり、必ずしも社会保険庁シール談合事件に依拠する必要はないように思われる。

### Ⅳ. 課徴金賦課範囲と小田切補足意見

本件ブラウン管は「当該商品」に当たるならば、「外国における取引……であるからといって、……課徴金の計算の基礎となり得ない」と解することはできない。「競争制限効果が及んだ商品が日本国内において引き渡された場合の売上額に限るといった要件が課されているものと解することもできない」とする。これは、外国における取引は課徴金の対象とならないとか、保護法益の観点から、日本国内において引き渡された商品のみを具体的競争制限効果が発生したものと解する説（泉水・前掲68頁）を否定したものである。そもそも、本件は、実行行為の一部が日本にあるのであるから、外国との取引ではない。泉水説が根拠とする保護法益論は、消費者利益の観点を重視するも

ので小田切補足意見と共通の基盤を持つものであるが、カルテルのような競争促進効果のない類型では、購入者が競争価格より高いものを買わされていれば十分であり、消費者利益ないし余剰を問題とする必要はない。課徴金賦課範囲を（日本の）消費者利益の観点に限定したのでは、先ほどあげたような、外国からの旅行者を標的にしたカルテルに、抑止力を持った解決ができなくなる点で妥当でもない。また、小田切補足意見は、重複執行を回避する観点から、余剰の存在を要件とすべきと指摘するが、本件では、補足意見自体が認めるように重複的な執行が問題になる事例ではなく、本件の解釈論として考慮する余地はない（土田・前掲61頁以下参照）。

### Ⅴ. 審判の不可分一体論について

審判は、親会社等の交渉・決定・指示に加えて、親会社等と子会社等は一体不可分となって本件ブラウン管を購入していたとまで認定しているが（行政文書開示請求により審判案を入手したが、この点は、審判案になく、審判で追加されている）、言葉の選択を誤った感がある。

一体不可分論で審判がいったかったのは、「経済的実態に照らせば、子会社等は、親会社等の現地工場であって、実質的購入者は親会社等であり、親会社等は高い部品でブラウン管テレビを製造させられたことで、その分儲けが減ったのだからカルテルの日本市場への影響は明らかである」ということだったのではないかとと思われる。そうであれば、完成品を購入し、（売上げを立てて）国内外に販売しているのは親会社等であり、経済的実態に照らせば、カルテルの結果、影響を受けるのは、高い部品価格で製造されたテレビを購入させられた親会社等であるという説示の仕方の方がよかったと思われる。関連市場として部品取引市場だけを考えなければならないわけではない。2次市場である完成品市場への影響を考えようとして、管轄・違法性を判断することはありうるであり、部品取引市場・完成品取引市場の2つの市場への影響を考え、後者の市場への影響を経済的実態・同一性への考慮という形で言及した方がわかりやすかったものと思われる。それはとりも直さず、効果主義的アプローチであり、本件で審判に効果主義に何ら言及していないが（審査官が主張しなかったためであろうか）、上記のような文脈で効果主義に配慮すれば、より説得的な説示

になったと考えられる。行為主義的観点から管轄を認める場合でも効果主義的観点に言及されることが欧米の判例では多い。なお、経済的同一性という点に関し、子会社等の中には、受託者も含まれ、受託者に経済的同一性があるとはいえないのではないようにも思われるが、本件の受託者会社の代表取締役社長は、親会社から派遣されたものであり、資本関係はないものの親会社が完全に統括している実態があったようである。

この点に関し、本件で完成品の売上げが親会社等に立っているとしても、日本国内に輸入され、消費されたのであれば、日本市場に影響を与えたというべきではない、あるいは競争の実質的制限があるとはいえないと考える見解もあるが（泉水・前掲66頁。余剰を問題とする小田切委員は実質的にこの立場に立っていると思われる）、カルテルのような競争促進効果のない類型では最終消費者による消費を要件とする必要はなく、完成品の購入があれば十分である。

モトローラ事件で、米国第7高裁は、第三国で販売された完成品を検討対象外としているが、それは損害賠償請求についてFTAIAの適用を受ける前提要件である訴えの利益（claim）を欠くとされたからであり、また子会社が独立した意思決定を行っていること、実行行為が米国内に存在したことについての認定も行われていないことなど、本件と異なる前提の事案である。さらに、同決定では、公的執行は全く別であると明言している。したがって、モトローラ事件が第三国販売分を検討対象外としたことは本件に何ら参照されるものではない。むしろ、AUO刑事事件第9高裁決定で、モトローラ事件第7高裁決定を引用しつつ、実行行為がある場合に反トラスト法の適用があることを明確にしているのであり、米国判例の動向に照らしても、審判の結論は是認できるものである（詳細は越知・前掲42頁）。

審判は、域外適用に慎重であった公取委の過去の実務、委員会の議論、反対説への配慮などからわかりにくいものとなっているが、解析すれば、上記のような論理に整理されるのではないかと考えられ、実行行為により、管轄を実質的に肯定したことは今後の国際的執行の実務にとって貴重な先例になるものと思われる。